

仕 様 書

1 業務名

令和 7 年度ポイ捨て等防止条例周知映像配信業務

2 業務目的

「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」の PR 活動の一環として、市民や観光客に広く周知を図るため、市内の街頭ビジョン等で動画を放映する。

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 6 日（金）まで

4 放映場所

- (1) JR タワー札幌ピラービジョン
中央区北 5 条西 2 丁目 JR タワー地下 1 階 ウェストアベニュー
- (2) 狸ビジョン
中央区南 2 ～ 3 条西 1 ～ 6 丁目 狸小路商店街 計 6 基

5 広告種別

- (1) JR タワー札幌ピラービジョン
札幌市ポイ捨て等防止条例を周知する 15 秒動画及びバナー（本市から提供）
- (2) 狸ビジョン
札幌市ポイ捨て等防止条例を周知する 30 秒動画（本市から提供）

6 放映頻度・期間

次のとおりとし、イベント等で一時的に放映頻度に変更が生じる場合は、事前に協議すること。また、放映時期は、本市が指定する時期とすること。

- (1) JR タワー札幌ピラービジョン
7 日間×2 回（ミニプロ北クロスセット 7：00～23：00 624 回/日 15 秒動画）
- (2) 狸ビジョン
7 日間×2 回（10：00～22：00 216 回/日（※） 30 秒動画）
（※）6 基の合計回数。1 基あたり 36 回/日

7 提出書類

受託者は業務完了後、速やかに次の書類を提出すること。

- (1) 業務完了届 1 部
- (2) 業務報告書 1 部

8 その他

- (1) 受注者は、業務の実施に当たってデータの漏えい、データの滅失、事故等の防止に十分留意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- (2) 受託者は、放映に必要なメディアの複製、手続きなど、放映に関する一切の業務

を行なうこと。

- (3) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び不明な事項については、委託者との協議による。

9 問い合わせ先

札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課（札幌市役所 13 階北側）

特定廃棄物係 奥山 雄一郎 Tel 211-2927 Fax 218-5105